

○ 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産省農林水産事務次官通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">水利施設等保全高度化事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号 <u>最終改正 令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2923 号</u></p> <p>第 1 目的</p> <p>近年、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少に加え農業水利施設の老朽化に起因する不測の事態が増加している状況にある中、地域の営農方針に応じた農業経営を実現するためには、農業生産の継続に必要な基盤整備を通じて、農業の競争力を強化することが必要である。</p> <p>そのためには、農業水利施設の安定的な機能を確保するための効率的な機能保全対策等を推進するとともに、収益性を高めるための農業の高付加価値化や高収益作物の導入・生産拡大、担い手への農地集積・集約化等の政策課題に応じた整備を行い、農業の構造改革を推進することが不可欠である。</p> <p>このため、水利施設等保全高度化事業（以下「本事業」という。）により、環境との調和にも配慮しつつ、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策により既存の施設を活用しつつ、農地の畑地化・汎用化や畑地の高機能化、農地集積の加速化に向けた整備を推進し、もって、生産効率・安全性の向上及び競争力ある「攻めの農業」の実現に資することとする。</p> <p>加えて、台風や豪雨による水害の激甚化への対策として、利水目的の農業用ダムの洪水調節機能の強化等の<u>流域治水</u>に資する取組を支援することで、国土強靱化の推進を図るとともに、<u>高効率設備、小水力等発電施設の導入等を支援することで、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用の推進</u>を図ることとする。</p> <p>第 2 事業の内容</p> <p>本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。なお、1の水利施設整備事業及び2の畑地帯総合整備事業の事業にあつては、農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 2 に掲げる事業のうち農村振興局長が別に定める事業を併せて一体的に実施できるものとする。</p> <p>1 水利施設整備事業</p> <p>基幹水利施設の整備や長寿命化のための補修・補強、農地集積・集約化に資するパイプライン化、水管理の省力化や維持管理の低コスト化、洪水調節機能の強化等の<u>流域治水</u>に資する整備、<u>省エネルギー化や再生可能エネルギー利用のための整備</u>及びこれらに関連する事業</p> <p>2・3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">水利施設等保全高度化事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号 <u>最終改正 令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3719 号</u></p> <p>第 1 目的</p> <p>近年、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少に加え農業水利施設の老朽化に起因する不測の事態が増加している状況にある中、地域の営農方針に応じた農業経営を実現するためには、農業生産の継続に必要な基盤整備を通じて、農業の競争力を強化することが必要である。</p> <p>そのためには、農業水利施設の安定的な機能を確保するための効率的な機能保全対策等を推進するとともに、収益性を高めるための農業の高付加価値化や高収益作物の導入・生産拡大、担い手への農地集積・集約化等の政策課題に応じた整備を行い、農業の構造改革を推進することが不可欠である。</p> <p>このため、水利施設等保全高度化事業（以下「本事業」という。）により、環境との調和にも配慮しつつ、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策により既存の施設を活用しつつ、農地の畑地化・汎用化や畑地の高機能化、農地集積の加速化に向けた整備を推進し、もって、生産効率・安全性の向上及び競争力ある「攻めの農業」の実現に資することとする。</p> <p>加えて、台風や豪雨による水害の激甚化への対策として、利水目的の農業用ダムの洪水調節機能の強化に資する取組を支援することで、国土強靱化の推進を図ることとする。</p> <p>第 2 事業の内容</p> <p>本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。なお、1の水利施設整備事業及び2の畑地帯総合整備事業の事業にあつては、農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 2 に掲げる事業のうち農村振興局長が別に定める事業を併せて一体的に実施できるものとする。</p> <p>1 水利施設整備事業</p> <p>基幹水利施設の整備や長寿命化のための補修・補強、農地集積・集約化に資するパイプライン化、水管理の省力化や維持管理の低コスト化、洪水調節機能の強化に資する整備及びこれらに関連する事業</p> <p>2・3 [略]</p>

○ 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産省農林水産事務次官通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 3～第 6 [略]</p> <p>第 7 事業の申請等</p> <p>1 都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の 11 月末日（令和 <u>4</u> 年度においては、令和 <u>4</u> 年 10 月末日）までに、事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）に基づき事業を行う場合に限る。）、保全高度化整備計画及び農村振興局長が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を經由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、都道府県以外が本事業を実施しようとする場合においては、事業実施主体は、都道府県知事の指定する期日までに保全高度化整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、これを基に事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 8・9 [略]</p>	<p>第 3～第 6 [略]</p> <p>第 7 事業の申請等</p> <p>1 都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の 11 月末日（令和 <u>3</u> 年度においては、令和 <u>3</u> 年 10 月末日）までに、事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）に基づき事業を行う場合に限る。）、保全高度化整備計画及び農村振興局長が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を經由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、都道府県以外が本事業を実施しようとする場合においては、事業実施主体は、都道府県知事の指定する期日までに保全高度化整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、これを基に事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 8・9 [略]</p>

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正規定は、令和 4 年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和 3 年度以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。